

議会議案第18号

国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求め  
る意見書の提出について

国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求めることに関  
し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年2月10日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	中	澤	克	之
賛成者	同	上	千			一
同	同	上	渡	邊	昌	一郎
同	同	上	松	中	健	治

## 国会及び日本政府に対して表現の自由の堅持と保障を求める意見書

我が国は、日本国憲法第21条において表現の自由を保障している。それ以前に、表現の自由とは人として当然に有する前国家的権利（自然権）であり、自己実現・自己統治が支える極めて重要な権利かつ民主主義を支える本質的権利であることは言うまでもない。そもそも、民主主義とは多様な価値観を尊重する政治体制であり、そのような多様性は自由な表現が保障されてこそ実現されるものである。

表現とは、思想・信条・信仰・意見・知識・感情など個人の精神活動に係る一切のものであり、この表現に対する事前の規制は、精神的自由権に対して公権力が介入することとなり、本来、何人にも侵されざる領域たる人の内心の自由を侵害することとなりかねない。

また、検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相入れない。ゆえに表現の自由を支えるにあたって、検閲は日本国憲法において明文で禁止し、事前抑制による規制についても司法による審査を経た極めて例外的な場合以外は許容されておらず、何らかの権利の衝突が発生しても司法による事後救済が採用されている。

現在、自己の主義主張に反する表現に対して安直にも法的規制によって「事前」に抑制しようとする動きが一部にみられるところであるが、前述のように、いかなる表現であっても一義的には保障することが日本国憲法によって採用される理念である。

我々鎌倉市議会は、表現の自由を重んじ、平成27年9月定例会において可決した邦人の保護を求める意見書の中においても、政府や公人は批判に対して寛容であるべきであると言及し、表現の自由を保障するために国家としての責務を果たすように日本政府に求めている。

立法府たる国会、日本政府及び地方自治体等公権力を有する機関においては、表現の自由とは思想・意見・感情等を含む表現の流通が公権力によって妨げられない自由であり、他の基本的人権の保障を不断に監視する民主主義の過程を維持する上で本質的権利かつ優越的地位であると認識し、表現の自由に対しての法的な事前抑制については慎重な判断が求められるところである。

以上のことを踏まえ、国会及び日本政府に対して、自由と民主主義、人権を重んじるべく、日本国憲法第21条にうたわれた表現の自由の絶対的厳守とその保障、憲法の理念のさらなる発展に寄与することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3 月 2 日

鎌 倉 市 議 会